

障害福祉関係手当制度のお知らせと所得・現況調査の実施

《特別児童扶養手当》

対象 知的または精神・身体に中程度以上の障害がある20歳未満の児童を家庭で養育している父母または、父母に代わってその児童を養育している人

支給できない場合 児童が施設などに入所したとき

《障害児福祉手当》

対象 20歳未満で知的または精神・身体に重度の障害があるため、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の重度障害児

支給できない場合 児童が施設などに入所したとき

《特別障害者手当》

対象 20歳以上で、重度の障害が2つ以上重複する場合など、日常生活に常時特別の介護が必要な在宅の人

支給できない場合 施設などに入所したとき▶病院などに継続して3カ月を超えて入院したとき

《共通》

所得・現況調査の実施

それぞれの手当の所得(平成28年分)・現況調査を実施します。受給者の皆さんには、必要書類を送付しますので、提出をお願いします。

提出期間 8月10日(木)～9月11日(月)

提出先 問 市役所1階障害福祉課(15番窓口)

TEL25-5031、FAX25-5511

その他 それぞれの手当には所得制限があります。

(障害福祉課)

お盆期間のふるさとバス、京阪京都交通バス運行のお知らせ

お盆の期間中、ふるさとバス、京阪京都交通バスは土休日ダイヤで運行します。

ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

期間 8月14日(月)～16日(水)

問 京阪京都交通(株)亀岡営業所

TEL23-8000

市役所2階政策交通課

TEL25-5083

(政策交通課)



平成29年度 亀岡市総合防災訓練

とき 8月26日(土) 午前中

ところ 現地本部会場：保津橋桂川左岸河川敷〔保津町〕
地域拠点会場：市内23カ所(各町自主防災会)



《 主な訓練内容 》

【地域拠点会場】 午前6時30分から10時、もしくは正午頃まで

- ◆市内の各町自主防災会が、各地域の災害特性に応じた訓練を行います。
- ※西・南つつじヶ丘は、翌週に地域拠点会場訓練を計画いただいています。

▶情報伝達訓練	局地的豪雨や土砂災害などの災害を想定し、情報伝達などの訓練を実施します。
▶地域拠点会場訓練	土のう作成や避難所開設、要配慮者支援、応急救護などの訓練を実施します。

【現地本部会場】 午前10時から正午まで

- ◆保津橋桂川左岸河川敷で、防災関係機関による各種連携訓練をします。



▶集団救助・救護訓練	地震の土砂崩れで、建物や車に取り残された要救助者の救出や応急救護活動など
▶倒壊建物・救出訓練	倒壊した建物内にいる要救助者の救出活動を行います。
▶風水害救出・水防訓練、消火・災害復旧訓練	風水害による救出訓練と水防訓練 各種団体による初期消火訓練 ライフライン等の応急復旧訓練
▶車中泊等避難者支援	車中泊避難者への対応訓練 エコノミークラス症候群対策の体操など、避難者の保健指導
▶展示・体験コーナー	地震(起震車)や煙・消火体験など 耐震や防災などの啓発展示 陸上自衛隊の炊出し※午前11時頃から先着200人



当日の日程など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/bousai/h29bousaikunnrenn.html> **8月26日は、防災訓練に参加しましょう**

問 市役所6階自治防災課防災・危機管理係 TEL25-5097、FAX24-5501

(自治防災課)